

【防衛医科大学校病院】

防衛省職員（非常勤隊員）募集案内

防衛医科大学校病院では、非常勤隊員の募集を行います。

募集内容及び応募要領は以下のとおりです。

1 募集人員、職務内容

区分	募集人員	職務内容
材料部 技術補助 (臨床工学技士)	1名	<p>防衛医科大学校病院材料部における 有資格者の専門的分野の職員が行う技術補助業務全般に従事</p> <p>※臨床工学技士の資格が必要です</p> <ul style="list-style-type: none">・医療機器安全管理責任者補助<ul style="list-style-type: none">*データ集計、資料作成*臨床業務（応相談）・電話対応、訪問者対応、郵便物対応、受付対応、居室内清掃（必要な都度） (基礎的なパソコン操作 (Word、Excel のデータ入力等) ができること)
光学医療診療部 技術補助 (臨床工学技士)	1名	<p>防衛医科大学校病院光学医療診療部における 有資格者の専門的分野の職員が行う技術補助業務全般に従事</p> <p>※臨床工学技士の資格が必要です</p> <ul style="list-style-type: none">・内視鏡に関連した医療機器等の管理業務・内視鏡に関連する補助業務

2 応募資格

- (1) 臨床工学技士の資格を有する者
- (2) 職務内容に応じた業務が遂行できる知識・経験を有し、健康状態に支障がないと認められる者
- (3) 次に該当する者は応募できませんので、ご了承ください。
 - ア 日本国籍を有しない者
 - イ 自衛隊法第38条第1項の規定により防衛省職員となることができない者
 - ・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又は執行を受けることがなくなるまでの者

- ・法令の規定による懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- ウ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産者の宣告を受けている者
(心神耗弱を原因とするもの以外)

3 雇用形態

国家公務員【防衛省職員（非常勤の隊員）】

※非正規雇用です。

※自衛隊法に定める服務規程が適用されます。

4 任用期間

採用日から 令和8年3月31日 まで（予定）

※組織の業務都合、本人の適性により、任期の途中で職務を変更する場合があります。

※任用期間中の勤務成績が良好な場合、所定の手続きにより再採用される場合があります。

5 勤務条件等

（1）勤務地

防衛医科大学校病院（埼玉県所沢市並木3丁目2番地）

（2）勤務時間

月曜日から金曜日の08時30分から17時15分までの時間内で設定します。

（1日あたりの勤務は7時間45分を超えない範囲）

（1週間あたりの勤務は38時間45分を超えない範囲）

（休憩時間は12時00分から13時00分まで）

※原則は上記の基準とし、部署毎の業務の特性に応じて、協議のうえ決定します。

（3）給与

技術補助（臨床工学技士）： 時給 1,480円～1,720円

※時給の金額は、職務経験年数、勤務条件、資格の有無等に応じて一部異なる場合があります。

※防衛省の職員の給与等に関する法律の改正により金額が改定になる場合があります。

（4）諸手当相当分

- ア 通勤手当（1箇月あたりの上限150,000円を超えない範囲で、通勤方法、距離、勤務日数等に応じて支給）
イ 超過勤務手当（原則、超過勤務はありません。必要な場合に限り、実態に応じて支給）
ウ 期末・勤勉手当（いわゆる賞与に相当します。一定の勤務条件を満たした場合に実態に応じて支給（年間で約4ヶ月：支給月は6月と12月）

(5) 給与支給日

原則、毎月 18 日に支給（口座振込）します。

※給与算定は、月末締め（月の初日から末日まで）の勤務実績に基づき行い、翌月に支給

※18 日が土曜、日曜、祝日の場合は、直前の平日に支給

(6) 休日・休暇等

ア 休日

土曜日・日曜日、祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）

イ 年次休暇

採用から 6 ヶ月経過後、一定の条件を満たした場合に 1 週間あたりの勤務日・勤務時間に応じて付与されます。

採用から 6 ヶ月経過後の付与以降は、1 年ごとの計算で一定の条件を満たした場合に付与されます。（再採用された場合は直近に付与された日数を上限に繰り越し可能）

ウ 年次休暇以外の有給休暇

休暇の事由、期間が定められている年次休暇以外の有給休暇が規定に基づき使用できます。

（夏季休暇（連続する 3 日間）、忌引休暇 等）

エ 年次休暇以外の無給休暇

休暇の事由、期間が定められている、年次休暇以外の無給休暇が規定に基づき使用できます。

（病気休暇、子の看護休暇 等）

(7) 社会保険等

採用後は、勤務時間等の条件によって厚生年金保険、健康保険、雇用保険の対象となります。

なお、週の勤務時間が 38 時間 45 分の場合は、継続して 6 ヶ月勤務（各月原則 18 日以上の勤務を要する）の後、国家公務員退職手当法が適用されます。この場合、雇用保険は適用除外となります。さらに再採用により継続して 1 年を超えて勤務した場合、防衛省共済組合の厚生年金保険へ適用変更となります。

また、週の勤務時間が 20 時間未満となる場合は、厚生年金保険、健康保険、雇用保険への加入はありません。

※厚生年金保険は、一定の条件に従い、日本年金機構または防衛省共済組合への加入となります。

※健康保険は、防衛省共済組合への加入となります。

6 応募要領

(1) 受付期間

掲載日以降～採用決定まで（随時）

※ 応募者の状況により、予告なく締め切らせていただく場合があります。予め、ご了承ください。

(2) 提出書類

◆防衛省職員採用試験申込書・・・1 部（所定様式を使用して、写真を貼付してください。）

様式は、防衛医科大学校病院ホームページからダウンロードしてください。※市販の履歴書では受付できません

◆エントリーシート・・・・・・・1部（様式は、防衛医科大学校病院ホームページからダウンロードしてください。）

◆必要となる資格免許等の写し・・・1部

※応募書類は返却いたしません。書類に記載された個人情報につきましては、本件採用に関する手続き以外の目的には使用いたしません。

（3）提出方法

◎郵送

応募書類を作成の上、（4）の郵送先へお送りください。

なお、封筒の表面に朱書きで「防衛医科大学校病院 非常勤職員 応募書類 在中」と記載してください。

また、募集を締め切っている場合がありますので、発送前に担当者へお電話ください。

（4）郵送先・問い合わせ先

〒359-8513

埼玉県所沢市並木3-2

防衛医科大学校総務部総務課人事係（病院担当）

Tel 04-2995-1511（代表）内線3047

E-mail:hos319@ndmc.ac.jp

7 選考方法

（1）1次選考：書類選考

応募時に提出いただいた書類により選考します。

（2）2次選考：面接

書類選考の上、面接を実施する者のみ、面接日の調整を個別にご連絡します。

（試験場所は防衛医科大学校病院で行います）

（受験のための旅費、宿泊費等は支給されません）

（試験結果に関する、電話による問い合わせには応じません）